

別表第六の次に次の一表を加える。  
別表第七（第八条関係）

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員との区分についての表

第六号区分	平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されたこの規則（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち知事の定めるもの
第七号区分	平成八年四月以後平成十八年三月以前の規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち知事の定めるもの又は五級であつたもの（第六号区分の項に掲げる者を除く。）
第八号区分	平成八年四月以後平成十八年三月以前の規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者で第六号区分又は第七号区分のいずれの職員との区分にも属しないこととなるもの

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員との区分についての表

第六号区分	平成十八年四月一日以後適用されているこの規則（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち知事の定めるもの
第七号区分	平成十八年四月以後の規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち知事の定めるもの又は四級であつたもの（第六号区分の項に掲げる者を除く。）
第八号区分	平成十八年四月以後の規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者で第六号区分又は第七号区分のいずれの職員との区分にも属しないこととなるもの

附則

(施行期日)

- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条

例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二二号。以下「改正条例」という。）附則第六条中「附則別表第一」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県規則第六号。以下「改正規則」という。）附則別表第一」と、改正条例附則第七条中「附則別表第二」とあるのは「改正規則附則別表第二」と、山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第 号）附則第二項中「この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の級別資格基準表」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県規則第六号）による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）別表第三の級別資格・初任給基準表」と、同項第一号中「行政職給料表の二級若しくは五級」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則別表第一技能労務職給料表の三級」と、同規則附則第三項中「改正後の規則」とあるのは「この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）と、「行政職給料表の二級若しくは五級」とあるのは「行政職給料表の二級若しくは五級又は技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）別表第一技能労務職給料表の三級」と、同条例附則別表第一とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則別表第一」と、平成十七年改正職員給与条例附則第八条等の規定による最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第 号）第二条中「別表」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県規則第六号）附則別表第三」とする。

3 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十四年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則中第一項の前の見出し及び第三項を削る。

附則別表第一 職務の級の切替表（附則第二項関係）

給 料 表	旧 級	新 級
技能労務職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	3 級
	5 級	4 級

附則別表第二 号給の切替表(附則第二項関係)

技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満		1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	8	1	1
	12月以上		1	9	1	1
2	3月未満	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	1	12	1	1
	12月以上	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	4	16	1	1
	12月以上	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	8	20	1	1
	12月以上	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	12	24	4	1
	12月以上	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	16	28	8	4
	12月以上	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	20	32	12	8
	12月以上	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	24	36	16	12
	12月以上	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	28	40	20	16
	12月以上	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	32	44	24	20
	12月以上	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	36	48	28	24
	12月以上	41	37	49	29	25

12	3月未満	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	40	52	32	28
	12月以上	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	44	56	36	32
	12月以上	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	48	60	40	36
	12月以上	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	52	64	44	40
	12月以上	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	56	68	48	44
	12月以上	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	60	72	52	48
	12月以上	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	64	76	56	52
	12月以上	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	66	80	60	56
	12月以上	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	68	84	64	60
	12月以上	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	72	88	68	64
	12月以上	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	74	92	72	68
	12月以上	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	75	94	74	70
	6月以上9月未満	87	76	95	75	71
	9月以上12月未満	88	76	96	76	72
	12月以上	89	77	97	77	73

24	3月未満	89	77	97	77	73
	3月以上6月未満	90	77	98	78	74
	6月以上9月未満	91	78	99	79	75
	9月以上12月未満	92	78	100	80	76
	12月以上	93	79	101	81	77
25	3月未満	93	79	101	81	77
	3月以上6月未満	94	79	102	82	78
	6月以上9月未満	95	80	103	83	79
	9月以上12月未満	96	80	104	84	80
	12月以上	97	81	105	85	81
26	3月未満	97	81	105	85	81
	3月以上6月未満	98	82	106	86	82
	6月以上9月未満	99	83	107	87	83
	9月以上12月未満	100	84	108	88	84
	12月以上	101	85	109	89	85
27	3月未満	101	85	109	89	85
	3月以上6月未満	102	85	110	90	86
	6月以上9月未満	103	86	111	91	87
	9月以上12月未満	104	86	112	92	88
	12月以上	105	87	113	93	89
28	3月未満	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	88	116		
	12月以上	109	89	117		
29	3月未満	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	92	120		
	12月以上	113	93	121		
30	3月未満	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	94	124		
	12月以上	117	95	125		
31	3月未満	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	96	128		
	12月以上	121	97	129		
32	3月未満	121				
	3月以上6月未満	122				
	6月以上9月未満	123				
	9月以上12月未満	124				
	12月以上	125				
33	3月未満	125				
	3月以上6月未満	126				
	6月以上9月未満	127				
	9月以上12月未満	128				
	12月以上	129				
34	3月未満	129				
	3月以上6月未満	130				
	6月以上9月未満	131				
	9月以上12月未満	132				
	12月以上	133				
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				

36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				
39	3月未満	149				
	3月以上6月未満	150				
	6月以上9月未満	151				
	9月以上12月未満	152				
	12月以上	153				
40	3月未満	153				
	3月以上6月未満	154				
	6月以上9月未満	155				
	9月以上12月未満	156				
	12月以上	157				
41	3月未満	157				
	3月以上6月未満	158				
	6月以上9月未満	159				
	9月以上12月未満	160				
	12月以上	161				
42	3月未満	161				
	3月以上6月未満	162				
	6月以上9月未満	163				
	9月以上12月未満	164				
	12月以上	165				
43	3月未満	165				
	3月以上6月未満	166				
	6月以上9月未満	167				
	9月以上12月未満	168				
	12月以上	169				

附則別表第三 職務の級の最高号級を超える給料月額の切替表(附則第二項関係)

技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
1級	278,600 円	169	170	171	172	173
	280,100	173	174	175	176	177
2級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
3級	326,100	129	130	131	132	133
4級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101
5級	418,700	89	90	91	92	93

山梨県規則第七号

山梨県補助金等交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県補助金等交付規則の一部を改正する規則  
山梨県補助金等交付規則(昭和三十八年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。  
2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することができる。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(財産の処分制限)

第二十条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第六条第二項の規定による条件に基づき、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
- 二 機械及び重要な器具で知事が別に定めるもの
- 三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の山梨県補助金等交付規則第五条第一項の規定により交付の決定がなされた補助金等については、なお従前の例による。

山梨県規則第八号

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「出納員に」を「税務出納員に」に改め、「出納員」を削り、同条第二項中「出納員」を「税務出納員」に改める。

第六十四条第一項第二号中「本号」を「この号」に改め、同項第三号中「本項」を「この条」に改め、同項第五号イ中「本号」を「この号」に改め、同条に次の四項を加える。

3 条例第七十三条第三項に規定する規則で定める書類は、県税関係書類のうち、次に掲げる書類とする。

一 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類

二 取引に関して、相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し(契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載された契約金額又は受取金額が三万円未満のものを除く。)

4 条例第七十三条第三項に規定する規則で定める装置は、スキャナ(原稿台と一体となつたものに限る。次項において同じ。)とする。

5 条例第七十三条第三項の承認を受けている同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている県税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。

一 次に掲げるいずれかの方法により入力すること。

イ 当該県税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

ロ 当該県税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと(当該県税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めており、かつ、当該県税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に関連する県税関係帳簿が、条例第七十三条第一項又は第七十四条第一項の承認を受けたものである場合に限る。)

二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ スキャナ(次に掲げる要件を満たすものに限る。 )を使用する電子計算機処理システムであること。

- (1) 解像度が、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この項及び次条第一項第四号において同じ。）Z6016の四・一・一に規定する一般文書の変換時の解像度である一ミリメートル当たり八ドット以上で読み取るものであること。
- (2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

ロ 当該県税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、当該入力を行う者又はその者を直接監督する者の電子署名（認定証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項の認定を受けた者をいう。以下この号において同じ。）により同法第二条第三項に規定する特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名又は商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項第一号に規定する措置で次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号及び第七十条において同じ。）を行うこと。

(1) 当該電子署名を行った日が当該電子署名に係る電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下この号において同じ。）の有効期間又は商業登記法第十二条の二第一項第二号の期間内であること。

(2) 当該電子署名が、電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があつたものであること、電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたものであることその他これらに類する事由に該当しないこと。

(3) (1)及び(2)について、当該県税関係書類の保存期間（県税に関する法令の規定により県税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この号において同じ。）を通じ、認定証事業者又は商業登記法第十二条の二第五項に規定する登記官に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(4) 課税期間（県税に関する法令の規定により県税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。以下この号において同じ。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に行つた電子署名について、一括して検証することができること。

ハ 当該県税関係書類をスキャナで読み取る際に、電子署名が行われている当該県税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号

及び第七十条において「タイムスタンプ」という。）を付すこと。

(1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該県税関係書類の保存期間を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(2) 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

二 当該県税関係書類をスキャナで読み取つた際の解像度、階調及び当該県税関係書類の大きさに関する情報を保存すること。

ホ 当該県税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

三 当該県税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該県税関係書類に関連する県税関係帳簿の記録事項（当該県税関係帳簿が、条例第百七十三条第一項又は第百七十四条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該県税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

四 当該県税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

イ 整然とした形式であること。

ロ 当該県税関係書類と同程度に明りようであること。

ハ 拡大し、又は縮小して出力することが可能であること。

ニ 日本工業規格Z八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。

五 第一項第三号及び第五号の規定は、条例第百七十三条第三項の承認を受けている同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を受けている県税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第一項第五号イ中「勘定科目」とあるのは、「その他の日付け」と読み替えるものとする。

6 条例第百七十三条第三項の承認を受けている同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、県税関係書類のうち知事が定める書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号八に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことによ

り、当該県税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。

第六十五条第一項第四号中、「(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第七十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。)」を削る。

第六十六条第二項中「あるのは」の下に「条例第百七十三条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」を、「第百四十五号様式」の下に「に、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては県税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書(第百四十六号様式)」を加え、同条第三項中「第百四十六号様式」を、「第百四十七号様式」に、「第百四十七号様式」を、「第百四十八号様式」に改める。

第六十七条第一項中「第百四十八号様式」を、「第百四十九号様式」に改め、同条第二項中「第百四十九号様式」を、「第百五十号様式」に改める。

第六十八条中「第百五十号様式」を、「第百五十一号様式」に改める。

第六十九条中「承認済県税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書(第百五十一号様式)」を、「県税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書(第百五十二号様式)」に改める。

第七十条第一項中「本項」を、「この項」に、「第六十四条第二項」を、「次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、第六十四条第一項第四号並びに同条第五項第五号」に、「同条第一項第三号(同号イに係る部分に限る。)」から第五号まで」を、「同条第一項第三号(同号イに係る部分に限る。)」及び第五号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項に電子署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。

二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

第七十一条中「第百五十二号様式」を、「第百五十三号様式」に、「第百五十三号様式」を、「第百五十四号様式」に改める。

附則第六項中「第百五十四号様式」を、「第百五十五号様式」に改め、附則第七項中「第百五十五号様式」を、「第百五十六号様式」に改め、附則第八項中「資本の金額又は出資金額」を、「資本の金額又は出資金の額」に、「第百五十六号様式」を、「第百五十七号様式」に改める。

第三十四号様式(その二)を次のように改める。

(その2)

<h3>自動車税納税証明書</h3>	
証明書の使用目的	道路運送車両法に基づく継続検査の申請のため
証明事項	次の自動車について自動車税の滞納はない。
自動車の登録番号	山梨
車台番号	
本証明書の有効期限	年 月 日
第 号 上記のとおり、相違ないことを証明します。  年 月 日 山梨県自動車税事務所長 印	
(注) この証明書の有効期限は、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。	

第二十四号様式(ネS三)中	登録番号	山梨
---------------	------	----

登録番号	山梨
車台番号	

「  
 資本又は出資の金額  
 資本金の額又は出資金の額  
 」

録四十五号様式中「資本等の金額」や「資本金等の額」に付する。  
 録四十三号様式(ネS一)中「営業を」や「事業を」に「営業開始年月日」や「事業開始年月日」に「営業」や「事業」に付する。

録四十四号様式中「大型はん用機・オフコン・パソコン」や「コンピュータ・プリンタ」に「 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確認する。」や「 上記(6)の方法による。」に付する。  
 録四十五号様式中「大型はん用機・オフコン・パソコン」や「コンピュータ・プリンタ」に「 上記(3)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確認する。」や「 上記(3)の方法による。」に付する。

録四十七号様式中「資本の金額又は出資金額」や「資本金の額又は出資金の額」に「資本の金額又は出資金額」や「資本金の額又は出資金の額」に代り、同様式を第百五十七号様式に、録四十五号様式や録四十六号様式に、録百五十四号様式を第百五十五号様式とする。

「電磁的記録 C O M」  
 や  
 「電磁的記録 COM スキャナ」  
 に「大型」

はん用機・オフコン・パソコン」や「コンピュータ・プリンタ」に付する。同様式を録百五十四号様式とする。

「電磁的記録 C O M」  
 や  
 「電磁的記録 COM スキャナ」  
 に「大型」

はん用機・オフコン・パソコン」や「コンピュータ・プリンタ」に付する。同様式を録百五十三号様式とする。  
 録四十一号様式中「承認済県税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力ファイル」に「承認済県税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力ファイル」に「承認済県税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力ファイル」に付する。

「 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確認する。」や「 上記(6)の方法による。」に付する。  
 同様式を録四十二号様式とする。

「電磁的記録 C O M」  
 や  
 「電磁的記録 COM スキャナ」  
 に「大型はん用機・オフコン・パソコン」や「コンピュータ・プリンタ」に付する。同様式を録百四十九号様式とする。

「電磁的記録 C O M」  
 や  
 「電磁的記録 COM スキャナ」  
 に「大型」

その他参考となる事項

Blank box for additional reference items.

3 その他参考となる事項

「システム変更の場合に、  
例（可・否）」

を

第173条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行する

ことの可否」

に改め、同様式を第百五十号様式とする。

3

第百四十八号様式中

電磁的記録  
COM

を

電磁的記録  
COM スキャナ

に

その他参考となる事項

3 その他参考となる事項

「条令第173条第3項の規定による電磁的記録の  
（可・保存している・廃棄した）」

を

保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」

に改め、同様式を第

百四十九号様式とする。

第百四十七号様式中

電磁的記録  
COM

を

電磁的記録  
COM スキャナ

に 「大型

「電磁的記録・電子メール・ファクシミリ」を「電磁的記録・ファクシミリ」に改め、同様式を第四百四十八号様式とする。

第四百四十六号様式中

「電磁的記録  
COM」

を

「電磁的記録  
COM スキャナ

に、「大型

電磁的記録・電子メール・ファクシミリ」を「電磁的記録・ファクシミリ」に改め、同様式を第四百四十七号様式とし、第四百四十五号様式の次に次の一様式を加える。

第146号様式(第66条、第69条関係)

県税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書

付  
受 印

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

	(フリガナ) 住所又は居所 (法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)	(電話番号 - - )
	(フリガナ) 名 称	
	(フリガナ) 氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)	印
	(フリガナ) 代表者住所 (法人の場合に限る。)	(電話番号 - - )

山梨県県税条例第173条第3項の承認を受けたいので、同条例第175条第2項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする県税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況

税目	書類の種類		書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	条例第173条第1項 条例第174条第1項 の帳簿備付	関連帳簿	国税関係申請状況
	名称・作成事務所等	ファイル形式						
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署

※処理欄	整理簿	同時提出申請書	回 付 先
	(摘要)		

(スキャナ4の1)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所

都道府県名	所在地

3 設立の日(新たに設立された法人が、条例第175条第2項ただし書の規定を適用しようとする場合に記入)

年 月 日
-------

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係書類の種類及びその年月日(この申請に係る県税関係書類について、電磁的記録等による保存の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び承認を受けようとする場合)

区分	対象となつた書類の種類		届出書の提出 通知書の受理	年 月 日
	税 目	名称、作成事務所等		
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日

5 承認を受けようとする県税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要

区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	

(スキャナ4の2)

6 山梨県県税条例施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置

(1) スキャナの基準 (第64条第4項、第64条第5項第2号イ関係)

解像度が1ミリメートル当たり8ドット (200dpi) 以上で読み取るものである。

赤色、緑色及び青色の階調が各々256階調以上で読み取るものである。

(2) 電子署名の付与に関する措置 (第64条第5項第2号ロ関係)

認証局の名称	電子署名の種類等
	<input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によつて同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によつて電子署名した者が証明される電子署名である。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	<input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によつて同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によつて電子署名した者が証明される電子署名である。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(3) タイムスタンプの付与に関する措置 (第64条第5項第2号ハ関係)

事業者の名称	タイムスタンプの種類等
	<input type="checkbox"/> 財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて県税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	<input type="checkbox"/> 財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて県税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(4) 県税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置 (第64条第5項第2号ニ関係)

県税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することができる。

(5) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要 (第64条第5項第2号ホ関係)

記録事項について訂正を行った場合には、訂正のすべての履歴が必ず確認できる。

記録事項について削除を行った場合には、訂正のすべての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。

区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

(6) 県税関係書類に係る電磁的記録と県税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第64条第5項第3号関係)

[ 一連番号、伝票番号、その他 ( ) ] により県税関係書類と県税関係帳簿との関連性を確認することができるようにする。

上記以外の方法による。

[ ]

(スキャナ4の3)

(7) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(第64条第5項第4号関係)

- 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同様な状態で速やかに出力することができる。
- カラーディスプレイの画面及び書面に、4ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。

(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(第64条第1項第3号、第64条第5項第5号関係)

- 次の書類を備え付ける。
  - <システムの概要を記載した書類>
    - システム全体  スキャナ装置  訂正削除管理機能  検索機能  その他( )
  - <システムの開発に際して作成した書類>
    - システム全体  スキャナ装置  訂正削除管理機能  検索機能  その他( )
  - <システムの操作説明書>
    - システム全体  スキャナ装置  訂正削除管理機能  検索機能  電子署名  タイムスタンプ
    - その他( )
  - <電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は処理委託契約書)及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類>
    - 電子計算機処理  電磁的記録の保存  その他( )
    - 契約書( 電子署名  タイムスタンプ)

(9) 検索機能の確保に関する措置(第64条第1項第5号、第64条第5項第5号関係)

- 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な書類名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/> 取引先名称	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
- 2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(10) 知事が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置(第64条第6項関係)

- 第64条第6項に定める電磁的記録の保存を行う場合には、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(責任者が定められているものに限る。)を備え付ける。

7 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
	2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)
	3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(スキャナ4の4)